

Q2

在宅サービスの種類に身体介護と家事援助がありますが、家事援助のサービスとは具体的には何をさしますか。

洗濯・掃除・生活用品の買い物などを家事援助として、介護サービスの対象としています。直接触れるような介護だけではなく、調理・内容としても、これまでと同様、身体に



介護保険では、介護が必要とまらないよう、ねたきりや痴呆といった要介護状態にある人だけではなく、ねたきりではないけれど、家事や身支度などの日常生活に支援が必要な人もサービスを受けることができます。



しかし、介護保険制度では、隣の町の事業者の介護サービスでも、都道府県からの指定を受けている事業者であれば、都道府県や市町村の境界に関係なく利用することができます。サービスの事業者の選択肢が増えたこととなります。

Q&A

介護保険のここを教えてください



Q1

私の母親に、役場から「要介護3」の認定通知がありましたが、母が使いたいサービスが、母の住んでいる町にない場合はどうなりますか。また、隣の町のサービスを使うことはできますか。

これまでの福祉サービスは、市町村が自らサービスを提供するのが原則でしたので、自分が住んでいる市町村と委託関係にない事業者のサービスを利用することはできませんでした。

